

公益社団法人日本地震工学会 刊行規程

2012年12月7日制定

(目的)

第1条 本規程は、日本地震工学会（以下、本会という）が一般規則第1条に定める研究成果その他の普及のための刊行物（定期出版物は除く）を出版するにあたって必要な事項を定める。

(刊行物の種類)

第2条 本規程において刊行物とは、本会の目的達成のため必要と認めて出版する著作物（スライド、VTR、ソフトウェアその他これらに類するものを含み、定価販売するもの）であって、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 委員会が行った調査研究の成果
- (2) 教材用図書および技術指導書
- (3) 各種災害調査報告書等
- (4) 会員の研究、業務に関し必要な法令、規格書等
- (5) 本会が保有する文献、資料、記録等
- (6) その他事業企画委員会が必要と認めたもの

2 委員会が講習会等のため資料として独自に作成する著作物で、定価販売しないものについては、この規程は運用しない。

(刊行名義)

第3条 刊行物は本会の名義（日本地震工学会または日本地震工学会編）で出版する。

(刊行手続)

第4条 刊行物を出版しようとする委員会（以下、編著委員会という）は、企画（改定（訂）を含む）の大綱が確定して事業企画委員会の議を経た後、執筆に着手する前に企画の概要に関する刊行企画書を理事会に提出し、承認を得なければならない。

2 編著委員会は、完成原稿を印刷に付する前に、事業企画委員会に下記の刊行計画書を提出し、出版実施の承認を得なければならない。

3 特に緊急を要する刊行物については、前2項の規定にかかわらず、事業企画委員会委員長の承認を得て、執筆または出版に着手することができる。

(出版形式)

第5条 事業企画委員会は、企画刊行物の重要性、本会財政に及ぼす影響等を勘案のうえ、

下記によりその出版形式を定める。

(1) 直営出版：本会の目的上、または運営上とくに重要なもの。

(2) 委託出版：上記以外のもの。販売上委託出版とすることが望ましいもの。

2 事業企画委員会は企画刊行物の内容を調査し、正規の印刷物として出版することが不適当なものについては、下記のいずれかの方法によることを編著委員会に指示することができる。

(1) パソコン等によって簡易に印刷し、注文に応じて販売する。

(2) 本会の会誌等に全文または要約を掲載する。

(刊行物の重版・絶版)

第6条 既刊刊行物の重版・絶版については、事業企画委員会が決める。ただし、委託出版物の場合は当該委託出版社の意見をきくものとする。

(著作権)

第7条 刊行物の著作権は本会に帰属するものとする。

(著作者等の明示)

第8条 刊行物には当該刊行物を作成した編著委員会名、委員長名、委員名を表記し、かつ、著作者（執筆者）名を明示しなければならない。

2 刊行物には著作権が本会にあることを明示しなければならない。

(著作者の注意業務)

第9条 著作者は、刊行物が他の著作権を侵害する等により本会が損害を受けることがないよう、他の文献等を引用する場合には、本会を通じて著作権者の承諾を得、またはその出所を明示する等、十分な注意を払わなければならない。

2 刊行物の一部を転載する等の場合については、著作者であっても第11条の規定によるものとする。

(著作権者の注意義務)

第10条 著作権者は著作権の保護について十分な注意を払い、著作者が不利益をうけないように努めなければならない。

(転載)

第11条 刊行物の一部の転載等について許諾を求められたときは、会長が当該編著委員会の意見を徴して事業企画委員会の議を経て諾否を決めるものとし、その処理内容について当該編著委員会等に通知するものとする。

2 前項の相手方が商業出版社の場合には、適当な対価を請求することができるものとし、

その収入の本会と編著委員会との配分については、事業企画委員会が定める。

(出版権の譲渡)

第12条 本会の出版権の他への譲渡については、会長が当該編著委員会の意見を徴して事業企画委員会の議を経て行うものとする。

(執筆報酬)

第13条 本会は、原則として刊行物に記載された著作物の著作者に対し、下記により執筆報酬を支払う。

1 種別と算定方式：執筆報酬方法は印税式と原稿料式とに分け、そのいずれによるかは、編著委員会の意見に基づき、事業企画委員会が決める。

(1) 印税式：納本・寄贈を除き支払期までに頒布した部数（売価）を基準として下表に定める率を乗じた額を支払うものとする。

摘 要	率
1. 学会の使命上、採算を犠牲にした直営刊行物	事業企画委員会が決める
2. 直営刊行物	売価の8%
3. 委託刊行物	取得印税の56%

(2) 原稿料式：事業企画委員会で定める額および方法による原稿買取りとする。

2 控 除：編著にあたって資料調査および収集費または原案執筆謝礼等を別途に支払ったものに対しては、事業企画委員会において印税率を減ずることができる。

3 細配分：印税式、原稿料式いずれの場合でも、その総額で算定し、細配分を必要とするときは編著委員会に一任する。なお、改定(訂)等の場合には、実情に応じて旧委員会の著作者に対する配分も考慮する。

4 編著委員会解散：編著委員会を解散する場合、解散後の配分方法については事業企画委員会が決める。

5 全面改定(訂)：学術進歩に伴って新しい編著委員会が全面的改訂を行った場合、旧編著委員会は、原則として執筆報酬の権利を喪失する。

6 支払方法：執筆報酬の支払は、原則として印税式の場合は毎年12月に精算して支払い、原稿料式の場合は発行後3か月以内に支払う。

7 現物支払：執筆報酬は編著委員会の希望によっては、現物をもって一部代えることもできる。

8 寄 贈：刊行図書は、その初版または改定(訂)の場合に限り、編著委員会に1部宛寄贈する。

9 監修・校閲料：編集報酬として監修・校閲料の支払いを必要とする場合、編著委員会の意見を徴した上で、事業企画委員会が決める。

(規程の改正)

第14条 本規程の改正は理事会に諮り、承認を得なければならない。

附則

- 1) この規程は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行される。
- 2) 公益認定を受けた日は、2013年5月1日である。